平成２３年（フ）第３２８号
神奈川県川崎市幸区南幸町３丁目124－５－102　松原方
債務者　大森　誉子
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３３０号
千葉県浦安市堀江３丁目26―20―202
債務者　山崎　　純
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３３１号
千葉県浦安市堀江３丁目26―20―202
債務者　山崎　哲里
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３４６号
東京都江東区塩浜２丁目14―４―306
債務者　永牟田　孝
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３８０号
東京都台東区今戸１丁目５－５―408
債務者　佐藤　敬一
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３８７号
東京都杉並区善福寺４丁目22―16
債務者　石岡万記子
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３９１号
東京都杉並区宮前１丁目17―23―102
債務者　大池　文彦
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３９５号
東京都江東区大島６丁目１－６―360
債務者　八木橋　郁
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４０３号
東京都練馬区南田中３丁目20―11―102
債務者　鈴木あゆみ
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４０４号
東京都町田市木曽東２丁目８－７―106
債務者　長井　順子
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４０５号
東京都墨田区八広６丁目26－９　永水
債務者　内木　達行
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４０７号
東京都板橋区大山金井町35―１―603
債務者　田村　正人
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４１０号
東京都世田谷区野沢２丁目33―13　高嶋方２階５号室
債務者　細見　芳樹
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４１２号
千葉県習志野市谷津３丁目１―31―211
債務者　橋壁　貴志
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４１３号
東京都目黒区青葉台３丁目13―８
債務者　三浦　寿恵
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４１４号
東京都葛飾区新小岩２丁目２―24―203
債務者　吉田　靖子（旧姓浅野）
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部